

(出願人→特許庁)  
**実用新案登録出願**  
 ★通常は、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約書を提出  
 ★図面は必須  
 ★出願料だけでなく、第1～3年分の登録料も出願時に一括納付  
 ★「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」が対象  
 →方法や材料自体に係る考案は保護対象外(特許で保護)  
 ★実体的要件の審査を行わずに早期に権利付与され、出願後の補正、登録後の訂正が制限されるので、出願人は自ら先行技術調査を十分に行い、質の高い明細書を作成することが求められる

(特徴)  
**早期登録制度**  
 ★きわめて早期に実施が開始され、ライフサイクルが短い技術の適切な保護  
 ★新規性や進歩性などの実体的要件の審査を行わずに登録  
 →本来無効となるような権利が登録される場合がある  
 →権利行使時に種々の制約  
 ★存続期間は出願日から10年(なお、特許権は20年)

(特許庁)  
**方式審査+基礎的要件の審査**  
 ★基礎的要件の審査とは?  
 ・物品の形状、構造又は組合せに係る考案であるか  
 ・公序良俗又は公衆衛生を害するおそれがないか  
 ・実用新案登録請求の範囲(請求項)の記載要件に違反しないか  
 ・発明の単一性(一出願にまとめられる範囲)を満たしているか  
 ・明細書、実用新案登録請求の範囲、図面に必要事項未記載又は著しく不明確がないか  
 ★特許出願とは異なり、出願審査請求は不要

(出願人・実用新案権者・第三者 →特許庁)  
**実用新案技術評価書の請求**  
 ★実体的要件の審査を行わずに登録を行うので、本来無効となるような権利が登録されることがある。そこで、先行技術文献及びその先行技術文献からみた権利の有効性に関する客観的な判断材料を提供する。  
 ★文献公知(インターネット上の開示も同様)による新規性、公知文献から見た進歩性、拡大先後願、先後願に関する評価  
 ★出願後は誰でも請求可(出願人以外の第三者も請求可、出願と同時に登録後の請求も可、請求しなくてもよい)  
 ★実用新案登録に基づく特許出願、および登録後の訂正が制限されるので、出願人および権利者は十分注意!

(特許庁)  
**実用新案権設定登録**  
 ★実用新案権発生(実用新案権の存続期間は、出願日から10年をもって終了)  
 ★出願から約5ヶ月で登録

(特許庁→出願人)  
**補正命令**  
 ★手続や書類を、補正(補充又は訂正)しなさい、との指令

(出願人→特許庁)  
**手続補正**  
 ★手続補正書を提出して補正

(特許庁→出願人)  
**出願却下**  
 ★出願人が上記補正をしなかったとき

(特許庁)  
**実用新案掲載公報発行**  
 ★商標とは異なり、登録異議申立て制度はない  
 ★設定登録日から約3ヶ月で公報発行

(第三者→特許庁)  
**情報提供**  
 ★技術評価の際に役立つ刊行物を提出

(第三者から)  
**無効審判請求**

(実用新案権者→特許庁)  
**実用新案登録に基づく特許出願**  
 ★出願日から3年以内、実用新案技術評価の請求に伴う制限、無効審判請求に伴う制限あり  
 ★実用新案権を放棄しなければならない

(実用新案権者→特許庁)  
**登録料の納付**  
 ★第4年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない

(登録後の注意点)

◎権利行使時の義務と責任→適正な権利行使と第三者の救済

★権利者は、実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、侵害者等に対し、その権利を行使することができない(権利行使に先立ち、評価書を提示して警告することを権利者に義務付け)  
 ★侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録の無効審決が確定したときは、権利者が技術評価書の評価(登録性を否定する旨の評価を除く)に基づき権利行使した場合などを除き、その権利行使又は警告により相手方と与えた損害を賠償する責めを負う

◎訂正の制限

★実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正は、最初の評価書の謄本送達日から2月を経過するまで、又は無効審判について最初に指定された答弁書提出可能期間を経過するまで、全期間を通じて1回のみ  
 ★請求項の削除を目的とする訂正は、原則として、いつでも何回でも可能